

Q



### 火災保険の利用をうたう住宅修理業者

訪問した住宅修理業者から「屋根瓦が浮いているので修理をしないか」と言われました。「火災保険で実費負担なく修理ができるので、保険申請を無料で代行する」と言われ、慌てて契約しましたが、解約できませんか。

「保険金を請求すれば自己負担なしで自宅が修理できる」「無料で保険の申請代行をする」などと勧誘する手口の相談が増えています。

修理などの契約をする前に、まずはご自分で、保険の適用対象となるか、申請はどのようにするかを保険会社に確認しましょう。保険金が下りなかった場合には全額自己負担となったり、解約すると高額な解約料を請求されたりするケースも報告されています。安易な契約は避けましょう。

また、修理するとしても、複数の業者から見積もりを取って、必ず比較検討しましょう。

不安に思ったら、早めにご相談ください。

A



### 11月の消費生活相談(専門相談員による面談)

西濃6町のどこでも相談ができます(予約優先)。各会場とも午前10時～正午、午後1時～3時です。

| 相談会場 | 専門相談員配置日       | 電話番号    |
|------|----------------|---------|
| 垂井町  | 11/4(水)、17(火)  | 22-1152 |
| 関ヶ原町 | 11/10(火)、24(火) | 43-0070 |
| 養老町  | 11/2(月)、16(月)  | 32-1108 |

| 相談会場 | 専門相談員配置日       | 電話番号    |
|------|----------------|---------|
| 神戸町  | 11/9(月)、27(金)  | 27-3111 |
| 輪之内町 | 11/5(木)、19(木)  | 68-0185 |
| 安八町  | 11/12(木)、26(木) | 64-3111 |